小田原市有機農業実施計画

1. 市区町村

小田原市

2. 計画対象期間

令和6年度 ~ 令和10年度

3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標

ア 有機農業の現状

本市では、平成 22 年 3 月に「小田原市有機農業推進計画」を策定し、小田原有機の里づくり協議会を中心に、有機農業の参入希望者に対する指導・助言や、有機農業技術を確立するための実証は場の設置、有機農業者と消費者の交流活動などの実施により、地域の有機農業の普及を図ってきた。

近年、原油価格の上昇などによる農業資材の高騰や、国際的に SDGs や環境を重視する動きが加速化していることなどから、化学肥料や化学合成農薬を使わず、環境への負荷が低い有機農業の必要性が高まってきている一方で、本市の有機農業は、農業全体の問題でもある担い手の高齢化や後継者不足などの課題を抱えている。

今後、地域の持続可能な農業の実現に向け、本市の有機農業をさらに拡大していくためには、これまで培ってきた栽培技術やノウハウを生かしつつ、新規就農者や慣行農業者が新規参入しやすい環境を整えるとともに、新たな栽培品目の有機転換等を推進する取組を地域ぐるみで実践することが必要となっている。

また、有機農産物の消費拡大にあたっては、多様な販路の確保や、有機農業に対する消費者の理解 醸成が喫緊の課題となっていることから、消費者に有機農業をより身近に感じてもらうための取組をさらに 推進していく必要がある。

イ 5年後に目指す目標

これまで実施してきた、栽培技術の向上や軽労化手法の確立に向けた取組により有機農業者の規模拡大等を後押しするととも、市の特産物の有機転換を推進し、有機転換による付加価値向上のモデルケースを創出することで有機農業に参入しやすい環境を整えていく。また、関係事業者や消費者との交流を深めることで有機農産物の付加価値向上やさらなる販路拡大を図る。

地域ぐるみで有機農業の拡大に取り組んでいくことで、地域の持続可能な農業の実現を目指す。

(目標値)

有機農業の面積拡大(いも類・露地野菜)

令和4年度末(基準年) 13.7ha⇒令和10年度末14.7ha(1haの増加)

4. 取組内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

(1) 栽培技術の向上

有機農業において、持続的な生産性を確保するためには栽培技術の向上が不可欠であるため、安 定的な生産や収量増加などの実現に向けて、専門家等による栽培技術講習会や講演会、先進地へ の視察などを実施する。

(2) 軽労化手法等の検証

有機農業においては、除草作業等の労働力負担が有機農業者の規模拡大や新規就農者や慣行 農業者の有機農業参入の大きな障壁となっていることから、作業軽労化や効率化に向けた手法(農 福連携やスマート農業の活用)の検証などを行う。

(3) 市の特産物の有機転換の推進

本市の有機農業は、キウイフルーツや柑橘などの果樹を中心に拡大してきている中で、今後、さらに有機農業の拡大を実現していくためには、果樹以外の様々な品目の有機転換を後押しし、新たな担い手の確保に努める必要があるため、市の特産物などの有機転換実証を行い、「有機農業×ブランド農産物」による付加価値向上のモデルケースを創出する。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加丁、消費等の取組

(1) 有機 JAS 認証取得の推進

有機農業で生産された農産物について、市場での信頼性を高めることで、安定的な販路確保や販路拡大を実現するため、有機 JAS 認証の取得推進に向けた取組を行う。

(2) 事業者等に対する有機農業で生産された農産物の利用促進

有機農業で生産された農産物の販路拡大や、有機商品の販売チャネルの増加を図るため、流通業者や加工業者、飲食事業者等に対するプロモーションや、有機農業で生産された農産物を活用した商品のマルシェ等での販売を推進する。

(3) 有機農業と交流する機会の拡充

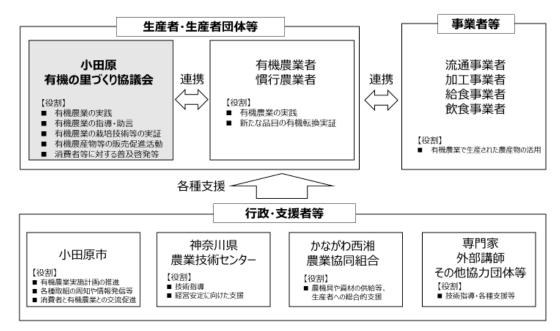
令和4年に実施した農家意向調査及び、令和5年 12 月に小田原オーガニックフェスタで実施した 消費者アンケート双方において、有機農業拡大に必要な施策として、消費者の理解を深めることや有 機農産物と触れる機会を増やすことを求める声が多かったことなどを踏まえ、消費者が有機農業と交流 する機会や知る機会の拡充に向けて、マルシェをはじめとした有機農業交流イベントの開催や、有機農業を体験する機会の創出、有機農業に関する積極的な情報発信などを行う。

(4) オーガニック給食の試験的な導入

オーガニック給食の導入は、地域内で安定した需要が生まれることにより、生産者の生産意欲を高めるだけでなく、児童への食育や環境教育、保護者への理解促進など、様々な側面での効果が期待されていることから、市内小学校や給食納入業者等と連携し、試験的な導入を行う。

5. 取組の推進体制

ア 実施体制図



イ 関係者の役割

(1) 小田原有機の里づくり協議会

有機農業の実践、新規就農者等への指導・助言、有機栽培技術等に係る実証、有機農産物の販路拡大や販売促進に係る活動、消費者等に対する普及啓発や情報発信などの取組を実施する。

- (2) 生産者(有機農業者、慣行農業者) 有機農業の実践、新たな栽培品目への有機転換の実証の取組などを実施する。
- (3) 事業者等(流通、加工、給食、飲食事業者等) 有機農業で生産された農産物の活用や、市内小学校の学校給食への試験的な導入を行う。
- (4) 小田原市

有機農業実施計画の推進や各種取組の周知や情報発信、消費者と有機農業者との交流の促進、 生産者等への支援を実施する。

- (5) 神奈川県農業技術センター 生産者への技術指導、経営安定に対する支援を実施する。
- (6) かながわ西湘農業協同組合 生産者への農機具、資材等の供給をはじめ、総合的な支援を行う。
- (7) 専門家・外部講師・その他協力団体等 生産者への技術指導や軽労化に向けた支援、有機農業の普及啓発の取組などを実施する。

6. 資金計画

別紙のとおり

7. 本事業以外の関連事業の概要

環境保全型農業直接支払交付金

8. みどりの食料システム戦略法に基づく有機農業の推進方針について

神奈川県と共同で策定した「神奈川県環境負荷低減農業推進計画」(みどりの食料システム戦略法に基づく基本計画)の目標である有機農業者数や有機農業取組面積の増加に向けて取り組む。

9. その他

ア 達成状況の評価

環境保全型農業直接支払交付金の実績や、有機農業者へのヒアリング等により実施

イ 取組の周知等

市の HP 等に掲載することなどにより周知を図る。

6. 資金計画

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
	千円 (全額国費)	千円 (全額国費)	_{千円} (実施者等負担)	_{千円} (実施者等負担)	_{千円} (実施者等負担)
ア 有機農業の生産段階の取組	2,004	2,000	1,000	1,000	1,000
イ 有機農業で生産された農産物 の流通、加工、消費等の取組	4,307	3,000	1,000	1,000	1,000
ウ 課題解決に向けた調査等	1,638	1,000	0	0	0
合 計	7,949	6,000	2,000	2,000	2,000